

特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

戦争法廃止・9 条を守り平和な日本を ——立憲主義・民主主義・平和主義をつなぐもの

小沢隆一

はじめに

メインタイトルが、編集部からいただいたテーマであるが、「季刊」雑誌という性格を勝手に解釈させてもらって、少し「理論」的な問題を論じさせていただきたく、サブタイトルを付けさせてもらった。その意味は、本文から読み取ってもらいたい。2015 年 9 月 19 日未明に恥も外聞もなく行われた、憲法違反満載の安保関連法（以下では戦争法と呼ぶ）案の強行採決。その直後から澎湃と湧きあがってきた「戦争法を廃止に」の声を政治の世界で実現することが喫緊の課題であることは、本誌の読者には了解済みのことであろう。

しかし、ここであえて「急がば回れ」と提起したい。「戦争法廃止」すなわち廃止立法の制定という政治課題が、常識的には、国会での多数派の獲得、そしてすなわち（日本の統治機構は議院内閣制であるから）「戦争法廃止の政府」の樹立という方法によってしか実現しない以上、ただしそれは現在の日本の政治状況からすれば、すぐれてラディカル（根本的という意味で）な変革を伴わざるをえない以上、その可能性を現実に変化するためになすべきこと、そのための理論的探求を怠るわけにはいかない。政治的にどこに配慮する必要があるか、政策論をどのように練り上げるべきか、検討課題は山積し

ていると見るべきである。その「山」を見ない（見えない）のは、知的怠慢のそしりを免れない。

そうした問題意識から、この問題への接近を、サブタイトルの視角、立憲主義・民主主義・平和主義を「つなぐもの」の探究からしてみようというのが、本稿の目的である。

1 言葉の定義

立憲主義・民主主義・平和主義と、言葉を並べてはみたものの、すぐれて抽象的で、さまざまな意味を含みうる、そして歴史的にも含んできたそれぞれの言葉を正しく使用することは、至難の業である。それでも、最低限の意味の明確化、固定は、議論の出発点として必要である。ここでは、それぞれを、次のような意味において用いることとする。

立憲主義とは、別言すれば、「憲法に基づく政治」、立憲政治ということであり、憲法に基づかない政治、例えば、憲法が禁止していることをおこなったり、憲法が付与していない権力を振るうことを否定する考え方である。フランスの 1789 年の人権宣言 16 条が、それを次のように端的に表明している。「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものではない」。ここから、立憲主義は、憲法の最高法規性の観念を内包し、

「憲法によらない政治」から正統性を剥奪する。すべての権力行使は、憲法に基づき、憲法の枠内で行使されなければならない。したがって、権力が憲法を勝手に変えること、憲法を恣意的に解釈して憲法の意味を変えることは許されず、憲法の変動は、憲法所定の改正手続など正規の手段によらなければならない。この間の日本の中では、「解釈で憲法を壊すな」という表現も、立憲主義を表明するものといえる。

第二の民主主義は、歴史的に多義的な言葉ではあるが、ここでは、今日の「民主主義の到達点」を踏まえて、リンカーン米大統領の演説にいう「人民の、人民による、人民のための政治」という意味での国民主権（ないしは人民主権）と同義なものとしてつかまえておきたい。そうした場合、「議會制民主主義」という言葉は、上記の国民主権（ないしは人民主権）の趣旨を代表制が採用されてもなお探求することを意味するものということになる。日本国憲法は、前文で、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とか、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と述べているが、これらの文では、選挙された「代表者」が、国民の権力を独占してしまうことは想定されていない。「代表者」は国民の「信託」の範囲内でしか権力を行使できず、主権という権力はあくまでも国民のものであるという意味が込められていると読むべきことになる。

第三の平和主義という言葉もまた、その定義が難儀である。本稿の主題との関係では、とりあえず「憲法9条が規定する平和主義」という意味でとらえておくことで足りようが、実は、

この「憲法9条の平和主義」なるものが、論者によって異なりうるので厄介である。すなわち、憲法9条は、自衛権を放棄しているか、自衛権を放棄していないとすれば、自衛のための戦力は持てるか、戦力は持てないとしても、自衛のための必要最小限度の実力（自衛力）はどうか、さらには集団的自衛権の行使を憲法9条は許容しているかどうかなどなど、この間の戦争法にまつわる「論戦」における一連の議論が、そこには汗牛充棟さながらに内包されているからである。

私は、「憲法9条が規定する平和主義」、すなわち憲法9条の解釈について一定の理解を持っているつもりだが（これについては、小沢『はじめて学ぶ日本国憲法』大月書店・2005年65頁以下参照）、それが「特定の見解」であることも自覚している。私のこの「特定の見解」の基軸は、「憲法9条は（1項・2項を総合して）自衛のためであっても武力の行使を禁じている」というものであるが、これのみを唯一可能な「憲法9条の平和主義」だとすると、本稿の「立憲主義・民主主義・平和主義をつなぐもの」という論旨における「つなぐもの」なるものの意義やその必要性を論ずる上で、いささか不都合な窮屈さが生じる。

そこで、議論のとりあえずの出発点としては、「憲法9条の平和主義」については、特定の憲法9条解釈を前提にすることはせず（ただし憲法9条の文意を著しく損なう、すなわち「無理筋」な解釈は論外とする。「自衛戦力合憲論」はその類と思われる。）、この条文の解釈におけるパターンの違いや幅があることを含んだうえで、これを理解しておくこととする。そうすることで、そのパターンの違いや幅がなぜに生じてくるのか、異なる「憲法9条の平和主義」理

解は、立憲主義や民主主義の把握の仕方にも違いがあるのか、それらの関係は如何、などの問題を考察することができるし、そのようなアプローチこそが、本稿の検討課題にとって有益かつ有効であると考えからである。

2 立憲主義・民主主義・平和主義の「共鳴」的關係

さて、以上のような「言葉の定義」を前提にして、戦争法とそれをめぐるたたかい（法案反対から現在の「廃止」運動まで）を通観した場合、立憲主義、民主主義、平和主義の立場は、お互いに手を携えて、励まし合って、戦争法反対の世論の形成に寄与したことが明確に見て取れる。「平和主義、すなわち憲法 9 条を守れ」という声と、「立憲主義を壊すな」、「民主主義（民意）を尊重しろ」、「議會制民主主義の蹂躪（じゅうりん）を許さない」などの声がお互いに響きあって、国会と政府を取り巻く大きな声となった。このことは、縷々説明するまでもないことであろう。

「60 年安保」の際にも、安保改定反対の運動は、「平和憲法擁護」、「再び戦争への道を進むな」の声に、衆議院での強行採決（1960 年 5 月 20 日 この時もそうであったことを想起しよう）の後には、「議會制民主主義を守れ」の声が重なり、反対運動のさらなる盛り上がりが実現した（ちなみに、条約承認は、憲法 60 条・61 条により衆院通過後 30 日で「自動成立」とされているにもかかわらず）。

このように憲法 9 条に関わる国民運動が大きく盛り上がった際には、必ずと言ってよいほど、「平和主義」だけではなく、「民主主義」もまた問われ、それらは運動側で、「平和と民主主義」という順接統の關係でとらえられていた。今回は、それが、「立憲主義、民主主義、平和主義」

という 3 つの間で見られたと言えよう。それは、「順接」というレベルからさらに進んで、「共鳴」の關係と言ってよいかもしれない。すなわち、お互いの声の大きさに励まされる形で、それぞれの声が大きくなるという關係がみられた。

これは、安倍政権と与党が、そのような「唱和」を促すようなことを「しでかした」ということである。事は、2014 年 7 月 1 日の閣議決定（以下では 7.1 閣議決定と呼ぶ）によって、60 年間とにもかくにも維持してきた「集団的自衛権は違憲」という政府の憲法解釈を投げ捨てたことに始まる（これについては、小沢「集団的自衛権の行使容認をめぐる最近の動向について」『別冊法学セミナー 集団的自衛権容認を批判する』（日本評論社・2014 年）96 頁以下参照）。そして、それに基づく戦争法では、従来は政府自らが「できない」、「やらない」としてきたこと（集団的自衛権行使、他国の軍隊への「後方支援」、他国の軍隊の「武力行使との一体化」など）へと実際のところ踏み出したことについて、憲法 9 条の平和主義の観点からだけでなく、「政府の憲法解釈」（なにかんづく内閣法制局のそれ）とその変更のあり方や、「法的安定性」、国会での審議（の積み重ね）の意義を大きく損なうことへの疑問と危惧の声が、多方面（弁護士会、歴代内閣法制局長官、そして極めつけは長官を含む最高裁判事経験者）から寄せられた。

このような「暴挙」を敢行した政府はかつてなかった。この「暴挙」こそが、立憲主義、民主主義、平和主義の「共鳴的唱和」をもたらす根拠になっている。もちろん、そこにはこの声に和した多くの人々の思い、考え、信念、矜持（きやうじ）などが関わっているようだが、「暴挙」の深刻さこそが、それを促したことはまちがいなさろう。

そして、この立憲主義、民主主義、平和主義の「共鳴的唱和」の関係は、戦争法成立後の今でも確実に続いており、その結節点として、「戦争法廃止のために国会での多数派を、それを実現する政府を」というかけ声がこだましており、三者を結びつける「旗印」の意義を有している。この「旗印」は、立憲主義、民主主義、平和主義のいずれの立場からも接近可能なものであり、そして「はじめに」で述べたように、「戦争法廃止」という政治課題の実現のためには避けて通れない、それしか方法がない以上、至極真つ当な政治スローガンである。この実現のためにそれぞれの立場は何ができるか、しなければならぬかを考え、そして今後の「化学反応」を想像すると、心躍るような期待感がふつと湧いてくる。

しかも、安倍政権は、戦争法を強行採決させた後も、「立憲主義」の無視、「議会制民主主義」への反逆を繰り返し、継続している。衆参両院での強行採決に加えて（参院での委員会の裁決手続については重大な瑕疵がある）、憲法53条を恣意的に解釈して、野党の臨時国会開催要求に背を向けるという「愚挙」に出た。同条は、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば」、内閣は臨時国会の「召集を決定しなければならない」としている。この文言は、どう見ても開催の義務づけ規定としか読めない。しかし、政府は、「何時までに…」がないから開催しなくてもよいのだという、「珍奇な」解釈をして、このまま来年1月の通常国会になだれ込もうとしている。なんと、自民党は、2012年に策定した日本国憲法改正草案で、憲法53条に「二十日以内に」という言葉を加えることとしていた。ようするに、自分たちも、「これくらいに開催することが妥当」

と考えていたわけである。にもかかわらず、今回は「頬かむり」してだんまりを決め込むとは、「憲法無視」の姿勢も甚だしい。

それも、「戦争法廃止」や「TPP反対」「原発再稼働反対」「沖縄新基地反対」などの国民と野党の声を恐れてのことであってみれば、立憲主義、民主主義、平和主義の「共鳴的唱和」が続く条件には事欠かないという様相を呈している。それは、安倍政権が存続しているかぎり続くということなのであろう。2015年の「流行語大賞」にノミネートされた「安倍政治を許さない」というスローガンの訴求力も、そこに源泉がある。

3 立憲主義・民主主義・平和主義の「対立（＝補完）」的關係

次に、立憲主義、民主主義、平和主義の「対立」的關係を見てみよう。ここで私が使う「対立」という言葉は、コインの表と裏、地球の北極・南極、左と右のように、お互いがそれぞれの存在を前提にしている状態を示す。したがって、「対立」とはすなわち「相互補完」の關係でもある。立憲主義、民主主義、平和主義というのは三者關係であるので、「鼎立^{ていりつ}」という方がより正確だが、事柄の性質は、「対立」という表現で十分に伝わるであろう。「小見出し」の「対立（＝補完）」的關係とは、そういう意味である。

1で言葉を定義したように、立憲主義、民主主義、平和主義は、それぞれに固有の意味をもっており、それらは相互に解消、包含されることはない。とりあえず、私は、ここでは、これら3つを「上下關係」にある概念としては使用していない（ただし、4では、三者の「矛盾」的關係、すなわち闘争によっていずれか一方が

凌駕することでしか解消し得ない関係に入る「場合」、その可能性を指摘することになる)。

そのような立憲主義、民主主義、平和主義は、今回の戦争法をめぐるたたかいの中で、2 で前述した「順接」ないしは「共鳴」的關係とは区別されて、お互いは同じ問題や論点に違う角度から接近することで、そしてその異なる接近方法と立ち位置をあくまでも保持することを通じて、戦争法反対運動に各々がそれぞれに貢献する関係を形成していると見ることができる。例えば、9 条の明文改憲による集団的行使容認は否定しないが、憲法解釈の変更によるその容認には断固として反対するという立場は、9 条の明文改憲と解釈改憲のいずれにも反対するという立場とでは、明らかに違う立場である。しかし、今回の戦争法反対の運動では、この二つの立場は、明確に「反対運動」の陣営の側に存在したし、今でも存在し今後も手を携えていく条件が成立している。このこと自体、すぐれて画期的なことであり、その意義を強調することでしすぎることはなからう。

しかし、この二つの立場は、戦争法反対運動の中で、私が言う「相互補完的」という意味での「対立」関係にあること、その関係は、それぞれの立場が変わらない以上、変わることはないことも確認しておく必要がある。私は、これは戦争法反対運動の「理論的認識」として重要なことであると考えている。これをあえて立憲主義、民主主義、平和主義という言葉に引き付けて言えば、前者は、「解釈で憲法を変えるな」という立憲主義の立場であり、後者は、明文改憲と解釈改憲のいずれにも反対する平和主義、ないしは平和主義プラス立憲主義の立場ということになる。このように歴然としている立場の違いから目をそむけることは、憲法研究者とし

てできない。逆に、それを直視してこそ、両者の戦争法反対運動への「相互補完的」な関わり方の実際の姿が見えてくると考える。

こうした「対立」的關係は、相互を否定することはないし、できない。なぜならお互いにその存在を前提しあう関係なのだから。これはコインの裏表の関係と同じである。そして、そういう関係にあるということを両者が「わきまえる」ことを通じて、前述の「共鳴」と同じ程度に「良好」な関係を保つこともできる。「対立」物は、本質的に「共存」しているのであって、それを「共栄」の関係とすることは、十分に可能なのである。ただしそれは、「対立」するものが、同じ目標を目指していること、目的を共有していることが条件である。立憲主義の立場と平和主義の立場は、「戦争法反対」ないしは「戦争法廃止」という目的を共有する場合に「相互補完」の関係に入るるのであって、常にこの関係を取りもつというわけではない。

なぜならば、立憲主義の立場は、憲法 9 条の平和主義の変更を志向する立場とも、「補完的關係」に入りうるからである。9 条の明文改憲の立場と解釈改憲の立場は、一定の局面では緊張関係に立つこともあろうが、基本的には「相互補完」の関係を形成していると言えよう。憲法 9 条の平和主義を変えるという目的を共有しているのであるから。これは、政権発足当初、憲法 96 条の改正による改憲発議要件の緩和もちらつかせながら、明文改憲の路線を進もうとしていた安倍首相が、立憲主義の立場からの力強い反対論（「裏口入学！」との指摘）も交えてのストップの声の唱和にたじろいで、解釈改憲路線へと舵を切り、安保法制懇報告を受けた形での 7.1 閣議決定を出すに至り、戦争法の制定へと突き進んだことを見れば、明らかであろ

う。彼の頭の中では、明文改憲と解釈改憲とは、両刀遣いよろしく「補完的關係」にあり、だからこそ、戦争法成立後も、明文改憲への意欲を隠さないのである。それが、どの程度の現実味を持っているかは別として。

解釈改憲のみを排除して明文改憲を許容する議論として「立憲主義」論が構成された場合には、「9条改憲」という「大目標」の下にも収まりうる。この議論のそうした性格を確認して、その理論構成を注意深く検討しておく必要がある。そうした意味において、昨今取りざたされている「新9条論」（たとえば東京新聞2015年10月14日付が報じている「平和のための新9条論」など）については、その改憲路線との親和関係について特段の注意を要するといえる。

ところで、ここで問題にしている「相互補完」という意味での「対立」関係は、平和主義論内部においても確認できる。それは、憲法9条が放棄しているのは、すべての武力行使か、それとも「自衛のための必要最小限度の武力行使」は放棄していないとするかという、9条解釈における「対立」である。

この両説は、とりあえずのところ、「集団的自衛権の行使は憲法9条の下で許されない」という結論を共有している。それがゆえに、今回の戦争法反対のたたかいで、それぞれが役割を発揮して貢献した。このたたかひの全体的印象としては、後者の「集団的自衛権行使違憲」論が前面に出て、前者の「武力による自衛権行使全面違憲」論は、どちらかと言うと「後構え」に回ったという感がある。私は、2015年7月13日の衆議院安保特別委員会の中央公聴会での公述でも述べたように、前者の立場であるが（これについては、「衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公聴会

公述」第189回衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会議録第1号（2015年7月13日）参照。）、それでも今回のたたかいで、両者が「相互補完」的な「対立」関係に立って、それぞれが論陣を張ったことは、極めて意義深く受け止めている。この間に戦争法に反対する憲法研究者の声明が累次にわたりだされ、これまでになく多くの憲法研究者がこれに賛同の意思を表明したが、それは、こうした「相互補完」的な関係構築のたまものだと思う。

これらにより憲法研究者も、戦争法反対運動にそれなりの寄与を果たすことができたのではないかとも思う。学者とそれがとなえる学説は、細部に踏み入れれば踏み入るほど、違いが鮮明かつ尖鋭になる傾向がある。その「違い」による切磋琢磨によってこそ、それぞれの学説の彫琢が果たされる。そうした学説、見解の違いを超えて（脇に置きつつ）、「集団的自衛権行使容認の戦争法反対」という軸に数多くの憲法研究者が結集し、声明に名を連ねたのは、きわめて画期的といえるし、この関係を今後とも維持し、発展させていくことが肝要である。そして、そのための理論的探求の積み重ねも必要である。

私は、日本国憲法と、それと本来相いれない性格の日米安保条約を軸に構築されてきた「日米安全保障関係」とのいずれもが、まぎれもなく「戦後日本秩序」を構成していることを直視する（これについては以下参照、小沢「安全保障関連法案と『戦後日本秩序』」『広渡清吾先生古希記念論文集 民主主義法学と研究者の使命』日本評論社・2016年1月刊予定）。そして、こうした「戦後日本秩序」の形成にとって、「集団的自衛権行使違憲」論と「武力による自衛権行使全面違憲」論とのいずれもが、重要な

ファクターとして働いていることをも直視すべきであると考え。「戦後日本秩序」における両者の関係は、まさしく「相互補完」的な「対立」関係であって、それはこれからも続くであろう。それぐらいに「戦後日本秩序」の 70 年間は、歴史的な重みをもっている。

4 立憲主義・民主主義・平和主義が「矛盾」する場合について

ところで、立憲主義、民主主義、平和主義の相互関係は、以上のような「共鳴」の関係、「補完的対立」の関係だけにとどまらない。一定の場合に、そして特定の局面や論点については、相互に「矛盾」する関係、すなわち相克しその解決のためには一方による他方の凌駕、あるいはより高いレベルでの両者の統合によってその矛盾の克服を果たさねばならない関係に入ることがある。このことも、見逃してはならないだろう。どのような「場合」がそれに当たるのか、しっかりと精査した上で見定め、そしてそれを当面論じる必要があるかもよく検討した上で提起することが肝心かと思う。これらについて、今、私には、全面的に論じる用意はないが、とりあえず少なくとも、いわゆる「抑止力」論をめぐる平和主義論内部での相克は、それに当たると考える。

「抑止力」論とは、「核抑止力」論に典型的に見られるように、軍事力を見せつけることで、相手の政府、国民に対して政治的譲歩をせまる議論であり、これは、ようするに「脅迫」、「威嚇」、「恫喝」の要素を本来的に内包する議論である。日米安保条約によって日本に駐留する米軍を、日本政府が、こうした「抑止力」として位置づけていることは周知の事柄である。アメリカの保有する核兵器も「核の傘」ないしは

「拡大抑止」と称して、日本の防衛に資するものとされている。

しかし、こうした「抑止力」論を容認する、あるいは前提とする議論は、はたして「平和主義」論として位置づけることができるであろうか。私は、抑止力論と軍事同盟（日米安保体制は、実質的には軍事同盟）は、「主権平等」が原則のはずの国家間の関係を確実にゆがめ、国民と国民の間の真の平和的、友好的な関係の構築を阻害するものであると考える。また、相手国の民衆の命を「人質」にすることの非人道性に無頓着な抑止力論は、自国の国民の生命とくらしへの侵害についても鈍感になるという特徴を持つ。「在日米軍は抑止力」だとして沖縄に新基地を押し付けようとしている日本政府は、そのことを実証している。これに対して、翁長沖縄県知事は、それは「140 万人が暮らす沖縄を土地としてしか見ない考え方だ」と堂々と反論した。正当な議論であると思う。同知事は、12 月 2 日、国が起こした代執行訴訟の第 1 回口頭弁論で、日米安保体制の正当性にも言及した。

「個別的自衛権と自衛隊は合憲」という考え方は、このような議論の領域にどのように参画するであろうか。仮に「自衛隊は個別的自衛権を、（日米安保に基づく）米軍は集団的自衛権を行使する」という理論枠組みを立てたとすると、それは「抑止力」論そのものではないのか。この枠組みを維持したまま、沖縄県民の「普天間基地撤去、新基地反対」の切実な願いにどう対応するのであろうか。あるいはできるであろうか。こうしたいろいろな疑問が、「集団的自衛権違憲」論には湧いてくる。他方、「武力による自衛権行使全面違憲」論は、こうした「抑止力」論の立場に立つことを峻拒する考え方と

いえる。あるいはそうでなければ、それは理論的には一貫しないものとなる。また少なくとも、それは、「抑止力」論の克服、そこからの脱却を自らの課題として引き受ける議論ということになる。私は、そういうものとして、「武力による自衛権行使全面違憲」論の彫琢に励みたいとも思う（小沢「戦争法案の息の根を止めよう—『安保環境』論・『抑止力』論にどう向き合うか」月刊憲法運動444号（2015年9月）参照）。

立憲主義、民主主義、平和主義が「矛盾」する場合、その「あら捜し」をすることが本稿の目的とするところではない。しかし、戦争法廃止のたたかい、そしてにわかに緊急課題としてクローズアップされてきた沖縄での米軍新基地反対のたたかいを取り組むうえで、その実現のために必要な理論的探求を怠ってはならないであろう。その際に、「抑止力」論をどう克服するか、それといかに向き合うかは、避けては通れない課題である。

また、今、中国の南シナ海での「基地建設」とも言われる南沙諸島の埋め立てをめぐるのは、アメリカが「航行の自由作戦」と称して警戒監視活動をおこない、軍事的緊張が高まっている。日本は、戦争法を成立させ、そのなかで自衛隊法改正により、米軍等の「武器防護のための自衛隊による武器使用」を規定するに至った。これは、南シナ海をめぐる米中の軍事的「鞘当て」に米側につく形で参画する意図を示すものといえる。しかし、そこで仮に偶発的な衝突から「武器の使用」が始まれば、それは集団的自衛権行使と実態的には変わるところがない（小沢「日米軍事同盟『最前線』の法整備の素顔」森英樹編『安保関連法総批判』〈日本評論社・2015年〉参照）。いま南シナ海での埋め立て問

題をめぐる米日中3カ国の対応の問題性の根源には、いずれの国も「抑止力」論にからめ捕られていることが横たわっている。

むすびにかえて——「矛盾」解決の道筋（三者をつなぐもの）の探求

戦争法廃止、沖縄新基地建設阻止という課題には、「抑止力」論の克服が随伴する（せざるを得ない）として、どうすればそれは可能か。その「道筋」を示すものは何か。私は、それは、案外、単純かつ明確なものと考えている。その鍵が「平和的生存権」とその思想のうちに込められているからである。その「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」という理念は、「抑止力」論を克服して、他国と自国の国民の命と暮らしを戦争の脅威と恐怖からひとしく解放し、お互いの共生を実現する可能性の道を拓こうとするものである。

立憲主義、民主主義、平和主義相互の間に、あるいはそれぞれの内部に生じうる「矛盾」を解決する道筋、それら三者をつなぐものは、「平和的生存権」、あるいは「共生」の理念ではあるまいか。「テロとのたたかい」のさらなる歴史的起点となりかねない危険な気配を感じさせる2015年11月13日金曜日のパリでの事件の行く末から目を離せない今だからこそ、その考えはいやましに強くなっている。これを「口実」にした安倍政権の戦争法実行体制の具体化の策動に警戒をおこたらず、戦争法廃止に向けた運動を進めていこう。

（おざわ りゅういち・東京慈恵会医科大学教授）